

第 5 7 号議案

東京都台東区立浅草文化観光センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、浅草文化観光センター清川駐車場を設置するため提出します。

東京都台東区立浅草文化観光センター条例の一部を改正する条例

東京都台東区立浅草文化観光センター条例（昭和60年3月台東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 センターに付属施設として次の施設を置く。

名 称	位 置
浅草文化観光センター今戸 駐車場	東京都台東区今戸二丁目26番13号
浅草文化観光センター清川 駐車場	東京都台東区清川二丁目24番26号

第3条第2号中「及び駐車場」を「並びに浅草文化観光センター今戸駐車場（以下「今戸駐車場」という。）及び浅草文化観光センター清川駐車場（以下「清川駐車場」という。）」に改める。

第6条中「駐車場」を「今戸駐車場若しくは清川駐車場」に改める。

別表（2）駐車場の部中「駐車場」を「今戸駐車場」に改め、同表中

「

（3） 化粧室

使用料
1回につき 50円

」

を

「

(3) 清川駐車場

使用区分	使用料
昼間	30分につき 観光バス 1台 400円

備考

- 1 昼間は、午前8時から午後6時までとする。
- 2 昼間使用については、30分に満たない使用時間は、これを30分とする。

(4) 化粧室

使用料
1回につき 50円

」

に改める。

付 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。